

第51回

原子力損害賠償紛争解決センター調査官に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 馬場 乃里子 (65期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士にインタビューし、記事を連載しています。今回は、原子力損害賠償紛争解決センターの調査官として働いておられる井上壮太郎会員（63期）にお話をうかがいました。



井上 壮太郎 会員(63期)

—— 原子力損害賠償紛争解決センター（以下、原紛センター）での調査官の仕事について教えてください。

原紛センターは、2011年8月に設置された機関で、原子力損害賠償事件を迅速かつ公正に解決することを目的としています。

調査官の仕事は、申立人と東京電力との間の和解の仲介を行う仲介委員が中立・公正な立場から和解案を提示できるように、サポートすることです。具体的には、申立内容について、事実関係や法律上の論点の整理、文献調査などを行い、調査・検討結果をまとめて仲介委員に報告する等しています。調査の過程では、申立人などに直接電話をし、事実関係などについて聴き取りをすることも多くあります。

—— 現在、原紛センターには何名の調査官が在籍していますか。

約180名程度だと思います。在籍者の大多数は弁護士

で、その多くが60期代です。また、調査官としての任期は1年間ですが、任期満了後も更新する方が多いです。

調査官同士の横のつながりは強く、調査過程でどのように取り組めばいいのか判断に迷った場合には、調査官同士で積極的に相談をしています。普段から、調査官同士が意見交換しやすいように、オープンな雰囲気がつくられていると思います。

—— 調査官になるためには試験などがあるのでしょうか。

私が調査官に応募したのは弁護士3年目の時でしたが、当時は、弁護士3年目以上は面接のみでした。それより下の期の弁護士については、口頭試験があったようです。

—— 弁護士業務との違いはどのようなところですか。

調査官は、中立的な立場での手続きの進行が求められるため、その点が最も大きく違う点だと思います。

また、調査官業務では、打合せや会議において、調査結果や検討結果を説明する機会が多いです。原紛センターには数多くの法律家が在籍していますが、仲介委員や室長補佐には法曹経験が長いベテランの方々が多く、そうした方々と一緒に仕事をする機会が多いことも特徴として挙げられます。

ただ、調査官業務も弁護士業務も、求められている基本的なスキルは共通していると感じています。

—— なぜ、調査官になろうと思ったのですか。

私は幼少のころは仙台に住んでいましたし、元々東北とは縁がありました。

震災が起きた当時は弁護士1年目でしたが、修習は福島

修習と同じクラスだったので、福島県で弁護士をしていた同期も多くいました。

そのような中で、震災からの復興について、私も何か貢献したいと思っていたところ、原紛センターが調査官を募集していることを知りました。

説明会に参加し、原紛センターに対する申立件数が極めて多く、迅速な審理を行うためには調査官の増員が必要との説明を聞き、私が役に立てることがあればと思い応募し、2013年4月に調査官になりました。

——各調査官によって取り扱う案件の特色などはあるのでしょうか。

調査官は、全部で20の係に分かれて配属されるのですが、係ごとにある程度配点される案件の特色はあります。

調査官の配属先の係を決める際に、どの程度の考慮がなされているのかは分かりませんが、事業者案件を多く取り扱う係に簿記の知識がある弁護士や決算書を見慣れている弁護士が配属されるなど、その弁護士のこれまでの経験がある程度考慮されているようです。

——調査官業務で苦勞されている点や、やりがいを感じる点はどのようなところですか。

原紛センターが設立されてから2年半以上が経過していますが、今も新たな法律上の論点などが出てきます。手続き面においても、集団申立事件等について、申立ごとに審理の進行方法を検討するので、大変苦勞することがあります。

ただ、逆に、そうした悩みに悩んだ事案が無事に和解成立に至り、被災者への公正な賠償を実現できたときには、調査官としてのやりがいを感じます。

——1日のタイムスケジュールとしてはどのように活動されているのですか。

私は、現在も、弁護士業務を行っており、数件程度の案件を抱えています。調査官になる前のように多くの案件を扱うことはできませんが、時間をやりくりしながら行っています。

調査官としては、週5日・1日5時間45分は原紛センターで業務を行うことが求められています。出勤時間の融通は利きますが、コアタイムが設けられており、私の所属する係では原則午後2時から午後4時までは原紛センターに出所している必要があります。

日中は、原紛センターで調査官業務を行っていますので、弁護士業務を行うのは夜間になることが多いです。

私は、通常は朝9時から10時頃に事務所に出席し、1～2時間ほど書類作成・電話対応などの弁護士業務を行った後、原紛センターに出所します。原紛センターでは打合せや会議などを行いつつ、合間に調査業務を行います。日によりますが、午後8時頃までは原紛センターで業務を行うことが多いです。その後、再度事務所に出席し、弁護士業務を行います。依頼者との打合せは夕方以降に行うことが多いです。

——最後に、調査官に関心のある方へのメッセージを。

調査官になれば、やはり弁護士業務ができる割合自体は減ります。

そのため、特に若手弁護士にとって、弁護士業務の経験があまり積めないのではないかと懸念される方もいるかもしれません。

しかし、調査官業務は、未曾有の災害であった東日本大震災及び福島第一原発事故に対して、法律家が果たさなければならない社会的責務の一つであると考えていますし、非常にやりがいのある仕事だと思っています。

また、調査官にならなければ得られない経験や人脈などができることは確かですし、それが貴重な財産となると思います。